

第4節 災害時医療体制の整備

関係機関	健康づくり推進室、和泉市立総合医療センター、医師会・歯科医師会・薬剤師会
------	--------------------------------------

市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、府及び医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、和泉保健所内に設置される地域災害医療本部に参加し、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析の上、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関を「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かし

た医療救護を行う。

- (3) 和泉保健所内に保健所保健医療調整本部が設置された場合であり、市単独では十分対応できない程度の災害の場合は、和泉保健所に医療救護班の派遣調整を要請する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- (2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- (4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

1 広域災害・救急医療情報システムの活用

市は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市町村及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう府が行う入力操作等の研修や訓練に参加するよう努める。また、市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 連絡体制の整備

- (1) 災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。
- (2) 情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

3 その他

- (1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。
- (3) 災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。

第3 現地医療体制の整備

1 医療救護班の種類と編成

市及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動が開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。

(2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応

する。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院などで活動する。

2 医療救護班の編成基準

市は、災害時における医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等について、和泉市立総合医療センター及び医師会・歯科医師会・薬剤師会等とあらかじめ協議し、定めておく。

3 救護所の設置

(1) 救護所の設置

市は、負傷者が多数発生した地域において、応急救護所を設置し、搬送前の応急措置やトリアージ等を行う。また、避難所等に医療救護所を設置し、軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 資機材の整備

災害現場付近に設置する応急救護所、また避難所等に併設される医療救護所の設置に備え、テント、救護用医療機器、担架、発電機等の整備を推進する。

4 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ窓口を和泉市立総合医療センターに設置し、あらかじめ救護所への配置調整を行う体制の整備をしておく。なお、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連絡調整に係る体制の整備は健康づくり推進室とする。

第4 後方医療体制の整備

1 災害医療機関の整備

救護所では対応できない患者に対し、被災を免れた全ての医療機関で医療活動を実施する。このため、市の医療救護活動の拠点となる和泉市立総合医療センターを市災害医療センターとする。

なお、府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害拠点病院」、「特定診療災害医療センター」及び「災害時医療協力病院」を指定している。

2 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

市は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定め、定期的に整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また、薬剤師会、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保及び重症度、緊急度にあった適切な搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

市は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医学会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

市は、和泉保健所健康危機管理会議を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

各医療機関は、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施するとともに、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

なお、市は防災関係機関や地域住民の参加による防災訓練を行うにあたり、医療機関の参加を呼びかける。

- | | | |
|-----|--------|-------------------|
| 資料編 | ○ 2-10 | 市域にかかる災害医療センター等一覧 |
| | ○ 2-11 | 医師会・歯科医師会・薬剤師会連絡先 |